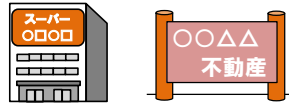


1 改正の目的

岐阜市では、都市や自然の景観に調和し、安全な広告物を掲出していただくため、屋外広告物法に基づき、岐阜市屋外広告物条例を定めています。

このたび、屋外広告物の安全性確保等のため、岐阜市屋外広告物条例及び岐阜市屋外広告物条例施行規則の一部を改正します。



2 主な改正点

① 屋外広告物の有資格者による点検の義務づけ

広告物等の表示者、設置者、管理者は、広告物等の点検をする義務があることについて明文化する。
また、原則、屋外広告主等の資格を有する者による広告物等の点検を義務づける。

- ① 広告物等の安全点検をする義務があることについて明文化
- ② 一部の広告物については、有資格者による点検を義務づける。
- ③ 屋外広告物許可の更新申請の際、有資格者による点検を義務づけている広告物については、有資格者による点検報告を求める。

【点検における有資格者】	・屋外広告主 ・屋外広告物点検技能講習修了者 ・建築士（1級、2級 ※木造建築士を除く）
【有資格者点検の対象】	・地上から広告物の上端までの高さが4mを超える広告物等 （直書き、シート張り、光で投影するもの、簡易な広告物を除く）

② 公共施設等に掲げる広告物等及びエリアマネジメント活動等に附随する広告物等の適用除外

公益上必要な施設又は物件（官公署が設置した案内板、公共掲示板、公共施設等）の設置又は維持管理費やエリアマネジメント活動、Park-PFI制度の運用等において公共的な取組の財源に広告料収入を充てるため、禁止地域及び一部の禁止物件の規定を適用除外とする。

- ① 都市公園法や道路法に規定する利便増進施設及び歩行者利便増進施設等として掲げるデジタルサイネージは、禁止地域の適用除外とする。
- ② 公益上必要な施設等に設置する広告物等で、その広告料収入を当該施設等の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、禁止地域及び一部の禁止物件の適用除外とする。
- ③ 法人その他の団体が設置等する広告物等で、その広告料収入を地域における公共的な取組に要する費用に充てるものは、禁止地域及び一部の禁止物件の適用除外とする。
※禁止地域、禁止物件：広告物を表示又は設置してはならない地域、物件
（第1種、第2種低層住居専用地域、都市公園、官公署、路上変電塔、ガスタンク、煙突など）



区 分	適用除外されるもの	その他
① 利便増進施設等として設置するデジタルサイネージ	・禁止地域	対 象 広告物 ・利便増進施設（都市公園法） ・歩行者利便増進施設等（道路法）
② 公益上必要な施設等に設置するもの	・禁止地域 ・禁止物件 （街灯柱、路上変電塔のみ）	広告料収入を充てるもの ・当該施設の設置又は維持管理費用
③ 法人その他の団体（エリアマネジメント団体等）が設置するもの	・禁止地域 ・禁止物件 （街灯柱、路上変電塔、送電塔、ガスタンク など※）	<公共的な取組> ・地方公共団体が実施主体となる行事等に関する取組 ・防犯又は防災に関する取組 ・道路や公園等の清掃、美化又は維持管理に関する取組 ・地域の活性化又は地域住民の交流促進に寄与する取組
・良好な景観の形成、風致の維持、向上に寄与するもの、かつ関係機関と調整がなされたものであること。 ※他法令で規定されている禁止物件（橋、トンネル、信号機、道路標識、郵便ポストなど）を除く。		

③ 許可等の表示

許可等を受けた広告物に貼付する屋外広告物許可済証を廃止し、ホームページに掲載する方法等に変更する。



④ 特例屋外広告業届出済証交付の廃止

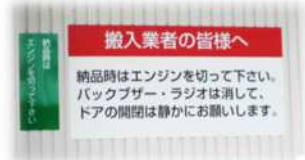
岐阜県屋外広告物条例により屋外広告業登録を受けたものに関する特例制度の届出者に対し、特例屋外広告業届出済証の交付を廃止する。

※『特例屋外広告業届出制度』の廃止ではありません。

⑤ 管理用広告物の基準の改正

管理用広告物（管理上の必要により自己の管理する土地又は物件に表示し、又は設置する広告物）の個数制限を廃止し、基準を追加する。

（管理用広告物の例）



⑥ その他の改正

- ① 刑法の一部改正に伴う改正
- ② 語句及び条文の整理、条文に合わせた様式の改正等

【③、④、⑤の改正前後の比較】

	区 分	改正後	改正前
③ 許可等の表示	【許可等の公表】	・岐阜市ホームページに掲載	・屋外広告物許可済証を広告物に貼付
	【許可済証の交付】	・屋外広告物許可済証を交付しない	・屋外広告物許可済証を郵送等で交付
	※公表する事項は改正なし		
④ 特例屋外広告業届出済証交付の廃止	【届出済証の交付】	・特例屋外広告業届出済証の交付を廃止 ・特例屋外広告業届出通知書を交付（公印なし、電子データ等による交付も可）	・特例屋外広告業届出済証を郵送で交付
⑤ 管理用広告物の許可基準の改正	【適用除外の個数】	・個数制限を廃止	・1個まで
	※表示面積は改正なし ※管理内容以外の部分（店舗名等）が目立たないもので、必要最小限の個数とする。		

3 公布及び施行日

公布日	令和7年3月末
施行日	令和7年4月1日（②—①、⑥—②） 令和7年6月1日（⑥—①） 令和7年7月1日（①—①、②—②③、③、④、⑤、⑥—②） 令和9年4月1日（①—②③、⑥—②）



【問い合わせ先】

担 当：岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 屋外広告物係
住 所：〒500-8701 岐阜市司町40番地1（市庁舎17階）
連絡先：058-265-3985（TEL） 058-264-1760（FAX）
k-shidou@city.gifu.gifu.jp（メールアドレス）